

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 29 日

砺波市医療機関 各位

教育委員会子ども課長

富山県西部 6 市(とやま呉西圏域)における「子ども医療費助成制度」
現物給付の統一について (お願い)

日頃より本市の福祉医療事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、先にお知らせしておりましたが、県西部 6 市で構成する「とやま呉西圏域」
連携協約の締結により、医療費助成の方法を現物給付としている範囲を呉西圏域に拡
大する取り組みがあり、平成 29 年 4 月より実施することとなりました。

つきましては、4 月より、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市及び南砺市の子育て
医療費受給者の方々が受診された際には現物給付で対応していただきますようよろし
くお願い申し上げます。

【事務担当】

子ども課児童家庭係 端谷・小林

T E L : 0 7 6 3 - 3 3 - 1 1 1 1

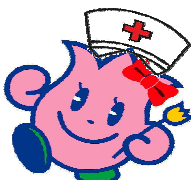
F A X : 0 7 6 3 - 3 3 - 6 8 2 8

子ども医療費助成 のお知らせ



平成29年
4月1日
から

福祉医療費請求書(ピンクの紙)
を使用できる医療機関の区域
が拡大されます

	対象年齢	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から
福祉医療費請求書(ピンクの紙)が使える区域	0歳	富山県内 →	富山県内(変更なし)
	1歳 ～ 中学3年生 	砺波市内 →	砺波市内 高岡市内 射水市内 氷見市内 小矢部市内 南砺市内

☆平成29年3月31日以前に発行した福祉医療費請求書(ピンクの紙)でも高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、南砺市の医療機関で使用することができます。

☆福祉医療費請求書(ピンクの紙)を使用しないで受診した場合は、医療機関でいったん医療費の自己負担額を支払い、その後で市に償還払いの請求をしてください。

砺波市こども課 児童家庭係
TEL 33-1111(内372)